

○帯広市産業経済功労者表彰要綱

昭和59年9月14日

改正

平成7年9月7日

平成12年9月13日

平成14年9月2日

令和2年7月1日

令和6年3月25日

令和7年3月31日

帯広市産業経済功労者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、帯広市表彰規則（昭和56年規則第7号）第3条第1項第2号に基づき、本市の産業、経済の振興に貢献した個人又は団体（以下「個人等」という。）の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号の一に該当する個人等で、人格識見、経歴等が優れ、過去において刑罰に処せられたことのないものとする。ただし、同一事項をもってすでに知事表彰、大臣表彰を受けていない個人等とする。

- (1) 団体 産業、経済団体の組織化の推進と業界の振興に尽力し、その功績が顕著なるもの。ただし、10年以上活動しているものに限る。
- (2) 団体役員 多年にわたり団体の役員として、産業、経済団体の組織化の推進と業界の発展に貢献し、他の模範となる者。ただし、同一の団体又は関連の団体に引き続き15年以上役職についている者で、満60歳以上のものに限る。
- (3) 技能功労 当該職種に高度の技術水準を持ち、技能労働を通じて顕著な業績をあげ、他の模範となる者。ただし、同一の職種に25年以上従事している者で、満50歳以上のものに限る。

2 前項各号に該当しない者であっても、本市の産業経済の発展に著しく貢献したと認められる者については表彰することができる。

3 毎年の表彰者は合計で10名以内とする。

(表彰の対象としない者)

第3条 次の各号の一に該当する場合は表彰の対象としない。

- (1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
- (3) 罰金刑（道路交通法（昭和35年法律第105号）違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反を含む。）に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
- (4) 執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者
- (5) その他表彰を授与するにふさわしくない行為があった者

(被表彰者の推せん)

第4条 被表彰者は、原則として団体からの推せんによるものとする。ただし、団体が組織されていない場合で、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 被表彰者を推せんしようとする者は、真に表彰されることがふさわしい者を原則一名選考し、帯広市産業経済功労者表彰推せん書（様式1）により市長に推せんするものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 市長は、被表彰者の決定にあたっては、その意見を求めるために、帯広市産業経済功労者表彰選考委員会を設置する。

- 2 帯広市産業経済功労者表彰選考委員会に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(表彰の方法)

第6条 被表彰者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年11月に行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、変更することができる。

(被表彰者が死亡した場合)

第8条 被表彰者決定後、その者が死亡した場合はその遺族に対して表彰状等を贈呈する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

この要綱は昭和59年9月14日から施行する。

附 則（平成7年9月7日）

この要綱は平成7年9月7日から施行する。

附 則（平成12年9月13日）

この要綱は平成12年9月13日から施行する。

附 則（平成14年9月2日）

この要綱は平成14年9月2日から施行する。

附 則（令和2年7月1日）

この要綱は令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日）

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

様式1

様式1

帯広市産業経済功労者推せん書

被推せん者氏名：

(フリガナ)

現住所

〒

電話(自宅

勤務先

携帯電話

)

生年月日

推せん理由(300～400字程度)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

以上の理由により帯広市産業経済功労者表彰要綱に基づき推せんする。

年 月 日

推せん者氏名

印

住所

電話

生年月日

担当者氏名

連絡先電話番号

メールアドレス